

排出ガス中の水銀測定

大気汚染防止法改正について

平成 27 年 3 月『水銀による環境の汚染の防止に関する法律案』が閣議決定され、6 月 12 日に同法案が国会において可決・成立しました。今後、対象施設において、排出ガス中の水銀濃度測定が義務化されます。

[背景]

水銀による地球規模での環境汚染を防止するため、我が国が議長国を務めて熊本市・水俣市で開催された外交会議において「水銀に関する水俣条約」が採択されました。両法律案は、同条約を担保するための措置等を講ずるものです。なお、同条約は 50 箇国の締結の日後 90 日目に発効することとされています。

[大気汚染防止法の一部を改正する法律案]

■ 水銀排出施設に係る届出制度

一定の水銀排出施設の設置又は構造等変更をしようとする者は、都道府県知事に届け出なければならないものとする。

■ 水銀等に係る排出基準の遵守義務等

届出対象の水銀排出施設の排出口の水銀濃度の排出基準を定め、当該施設から水銀等を大気中に排出する者は排出基準を遵守しなければならないものとする。都道府県知事は、当該施設が基準を遵守していないときは、必要に応じ勧告・命令ができるものとする。

■ 要排出抑制施設の設置者の自主的取組

届出対象外であっても水銀等の大気中への排出量が相当程度である施設について、排出抑制のための自主的取組を責務として求めるものとする。

■ 施行期日

条約発効後、2 年以内

■ その他

罰則等の所要の整備を行う。

[条約対象設備]

条約対象設備	分類	
	石炭火力発電所	
	石炭焼き産業ボイラ	
	非鉄金属製造施設	
	廃棄物焼却施設	一般廃棄物焼却施設
		産業廃棄物焼却施設
		下水汚泥焼却施設※
セメント製造施設		

※国内法においては廃棄物焼却施設に該当しないものがあるが、廃棄物焼却施設として取り扱う。